

独占禁止法研究会座長
岸井大太郎 先生

平成 28 年 4 月 15 日
独占禁止法研究会会員
弁護士 向 宣明

平成 28 年 2 月 23 日開催第 1 回研究会での発言内容の補足について

標記の件につきまして、私の発言内容に趣旨が明瞭でない部分があったように存じますので、以下のとおり補足をさせていただきたく存じます。

第 1 回研究会におきまして私から、「裁量型課徴金制度の導入によって、事業者が当局の調査に協力するインセンティブや、調査に非協力・妨害といった対応をとることへのディスインセンティブを確保するという点については、場合によっては本来違反行為の当事者とされるべきではない他の事業者を調査に巻き込んでしまうという負の部分を持つ」という趣旨の発言をさせていただきました。

この点について後日、「そういった事態は本来、例えばリニエンシー申請について虚偽申請があった場合と同様に対処すればよいのではないか」とのご指摘をいただきました。

実際に調査の対象となる事業者の立場からいたしますと、例えば以下のような状況が生じております。すなわち、あるカルテル行為に関する嫌疑について、米国当局から **subpoena** を受領し、あるいは欧州当局から **request for information** を受領し、調査への対応を求められる中で、当該事業者として社内調査を行った結果を真摯に説明することによって、嫌疑が晴れたとのことで調査が打ち切られるに至るケースがございます。また同様に、公取委による立入検査を受けたものの、当該事業者として社内調査を経て得られた認識に基づいて対応し、最終的に、同時に調査対象とされた他社については違反が認定されつつ、当該事業者に関しては違反行為の当事者ではないとの判断がなされるケースもございます。

そしてこれらは、それがリニエンシー申請を端緒とする場合、例えば、一応問題視される会合等に当該事業者も一定範囲で同席していたなどの事情などから、当該事業者についても同申請の中で一応言及されていたといったことがあり得るため、必ずしも意図的に虚偽申告をしたものとはいえないというような場合が少なくないものと思われま

す。「他を巻き込む」といった言い方で、意図的に事実を反する申請を行うかのようなニュアンスが生じたということであれば、訂正させて頂きたく存じます。その上で、上記のような懸念は既に同種の制度を有する他の国・法域において、制度上避けがたいリスクとして正面から認識され、小職の知る限りでも国際会議等で論点の 1 つとして取り上げられておりますので、当研究会におきましてもその点は踏まえた上での議論であるべきと存じまして、上記の発言をさせて頂きました次第です。

よろしく願いいたします。

以上